

税務署だより

中野税務署管内の皆さまへ

- 令和6年7月10日以降、税務署の一部の内部事務（申告書の入力処理や電話・文書による照会など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送で提出される場合は、下記の業務センター宛てに送付していただきますよう御協力をお願いいたします。

書類の送付先が変わります

令和6年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において、四谷税務署・新宿税務署・大森税務署・蒲田税務署・雪谷税務署・中野税務署の一部の内部事務（※）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和6年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先

〒100-8156（※電話番号ではありません）東京都千代田区大手町1丁目3番3号
東京国税局業務センター大手町分室

対応業務	税務署	業務センター
e-Tax（データ）で申告	○	×
書面で申告	○ 管轄税務署の窓口や 時間外収受箱に提出できます	×
		○ 業務センターで申告書の入力処理を行うため、 業務センター宛てに郵送をお願いします
電話・面接による税務相談	○ 事前に予約が必要です	×
申告書や申請書の窓口備付けや郵送による送付	○ 従前どおり対応しております	×
納税証明書の交付 現金による国税の納付	○ 従前どおり対応しております	×
業務センターからの電話や文書による照会	—	○ 責任者名が税務署長のほか 東京国税局長となる場合があります

《ご留意いただきたい事項》

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただけますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただいております。

内部事務のセンター化は
こちら⇒

